

双葉会会員様ご逝去に伴うお手続きにつきまして

トキハ双葉会

このたびはご愛顧いただきました会員様の訃報に接し、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご逝去に伴うお手続きにつきまして下記の通りご案内いたします。
大変お手数ではございますが、必要書類をご用意のうえ、ご郵送いただきますようお願いいたします。

1. お手続きについて

1.(1) 必要書類

- ① 会員様ご逝去に伴うお手続きにつきまして（本紙）
- ② A：トキハ双葉会会員様ご逝去に伴う返金依頼書
- ③ B：委任状

1.(2) お手続きの流れ

必要書類のご用意 「3. 必要書類について」をご覧ください。



ご提出 書類がそろいましたら、ご郵送ください。
恐れ入りますが、郵便料金をご負担いただきますようお願いいたします。



手続きと返金 ご郵送いただいた書類を確認いたします。
追加書類のご提出をお願いする場合がございます。
書面・電話にて確認させていただく場合がございます。
お手続きには書類到着後約1か月ほどかかります。
手続き完了後ご指定の口座に振込返金致します。

2. お受け取りについて

2.(1) 会員様よりお預かりしている双葉会につきましては、相続人全員から委任状による依頼を受けた任意の相続人の代表1名（以降「受任者」とします）にお渡しいたします。

お受け取りできる相続人の範囲

配偶者	常に相続人	上位の相続人がいない場合に 限ります。
子	第一順位	
父母	第二順位	
兄弟姉妹	第三順位	

上記以外の場合は別途ご相談ください。

お受け取り方法は解約返金となります

2.(2)双葉会積立途中（満会前）買物カード残高（満会手続き後）の両方の金額を振込にてお戻しいたします。※振込手数料はご負担ください。

2.(3)ボーナス分は返金対象外です。

返金額の例：1万円コース 積立途中金5万円 買物カード残高9万8千円の場合

積立途中金	買物カード残高	
A:満会手続き前金額 例:50,000円	B:満会手続き後の積立金額 例:92,000円	C:ボーナス分 例:6,000円

← 返金対象 → ← 返金対象外 →
返金金額 $A + B = 142,000$ 円

3. 必要書類について

	ご用意いただくもの	補足説明
(1)	トキハ双葉会会員証	紛失の場合、再発行手数料300円が必要になります。 後日見つけた際にはお客様で破棄をお願いします。
(2)	双葉会会員様ご逝去に伴う返金依頼書（書類A）	太枠内記入をお願いします。
(3)	委任状（書類B）	受任者が相続人全員から委託を受けたことがわかるもの 太枠内ご記入をお願いします。委任状印鑑は実印をお願いします。 発行後3か月以内の印鑑証明書（写し可）の添付をお願いします。 用紙が足りない場合はコピーしてご利用下さい。
(4)	受任者の本人確認できる書類	運転免許証・健康保険証・マイナンバー・パスポート等 公的証明書の写しいずれか1点
(5)	法定相続情報一覧図	法務局にてお手続きいただけます。（写し可） 法定相続情報一覧図がない場合6の書類が必要になります。
(6)	故人と受任者の関係確認できる書類	除籍簿（写し可） 法定相続情報一覧図があれば不要です。

※お預かりしている金額が100万円を超えている場合別途書類をお願いする場合がございます。

※遺言書・遺産分割協議書がある場合、遺言執行者・遺産整理受任者がお手続きをする場合別途書類をお願いする場合がございます。

ご不明な点がございましたら お気軽にお尋ねください。

フリーダイヤル **0120-109-877**

トキハ双葉会 担当 津田・矢野

お客様からお預かりした個人情報、利用目的以外には使用しません。